



Title	奪われた故郷、消えぬ帰還の願い：普天間基地と宇宜野湾住民の闘い
Author(s)	大城, 尚子
Citation	国際公共政策研究. 2025, 30(1), p. 1-19
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/102692">https://doi.org/10.18910/102692</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 奪われた故郷、消えぬ帰還の願い

—普天間基地と宇宜野湾住民の闘い—

The Lost Homeland, the Unyielding Desire to Return:  
The Struggle of Ginowan Residents Against the Futenma Air Base in Okinawa

大城 尚子\*

Shoko OSHIRO\*

## 投稿論文

初稿受付日 2024年10月10日 採択決定日 2025年3月12日

## Abstract

After World War II, the U.S. military forcibly seized land in Okinawa, forcing many local communities to relocate. Among them was Ginowan, where residents lost their homes due to the construction of Futenma Air Base. Even after decades of displacement, many former residents and their descendants still long to return to their ancestral land. This study focuses on how forcibly displaced people have maintained their cultural and historical identity despite physical separation and examines why they continue to seek return. Through interviews with displaced individuals and historical analysis, this research reveals how land dispossession disrupts not only economic stability but also social and cultural connections. Additionally, by comparing Okinawa's case with other instances of forced displacement, such as Palestinian refugees and the Chagossians, the study highlights the universal nature of this issue. It argues that the recognition of the right of return is essential for identity and justice for displaced Okinawans. Furthermore, it examines community-led resistance efforts through the preservation of traditional rituals and cultural heritage. Ultimately, this study calls for a re-evaluation of Japanese and U.S. land expropriation policies and the expansion of U.S. military bases in Okinawa.

**キーワード**：帰還への意思 普天間基地 土地・資源管理 文化継承 米軍基地に故郷を奪われた人びと

**Keywords** : Will to Return, Futenma Air Base, Land and Resource Management, Cultural Heritage, People Dispossessed of Their Homeland by U.S. Military Bases

---

\*北京工業大学外国语学院講師

## 1. はじめに

1945年、米軍は沖縄上陸後、沖縄島に軍事基地を建設していった。そこにあったかつての集落は米軍基地内に消えてしまった。故郷を奪われた住民たちは新たな場所で生活を開始したが、現在でも自分の故郷へ帰りたいと願っている。またその子どもたちも親の意思を受け継いでいる場合が多い。例えば、米普天間海兵隊航空基地（以下、普天間基地）の建設によって父の生家を失い、帰る場所を奪われた宮城政一氏がいる。宮城氏は、1943年、父の出稼ぎ先の南洋・パガン島で生まれた。父の生家は旧宜野湾村字宜野湾（旧宜野湾村の中心部）で、現在の飛行場の滑走路辺りにあったという。宮城氏は、現在字宜野湾に住んではいるが、祖先が居住した場所に住んだことはない。それでも先祖の土地へ帰りたいという想いを持っている<sup>1</sup>。こうした帰郷を願う想いは、故郷を奪われた人々に共通する。例えば、パレスチナ難民、米国の核実験によって被ばくしたマーシャル諸島のビキニ環礁等の人々、東日本大震災による原発事故で元居た場所に戻れない人々<sup>2</sup>などがいる。

故郷へ戻る権利は帰還権といわれる。帰還権は誰でも自分の故郷に戻ることができる権利で、慣習法と考えられている<sup>3</sup>。現代国際法において、帰還権は、国際人道法、国際人権法、そして各国の国籍法に規定されている。自由権規約第12条4項では「何人も、自國に戻る権利を恣意的に奪われない」と謳われている。また国連人権委員会は1998年に「国内避難民に関する指導原則」を採択し、国外難民だけでなく、国内避難民にも帰還権があるとしている。このように人権条約やその後の指導原則などにも帰還権が盛り込まれたことから考えると、帰還権とは、自分ではどうすることもできない事情によって故郷を追われた場合でも、人が故郷に戻ることができる基本的な権利だといえる。

後述するように、沖縄の文脈で自分の故郷への帰還を望む声や米軍基地内に消えた集落に関する記録がある<sup>4</sup>。在沖米軍基地の土地収用に関する研究は多く、米軍による土地収用に抗する住民運動の展開、土地闘争の大衆運動を背景にしながら、米軍や日本政府に問題を訴える沖縄の政治指導者に焦点をあてた基地をめぐる政治過程の分析、私法、公法、日米安保体制など主に国内法の視点から米軍基地の土地所有権が制限される分析などがある<sup>5</sup>。

また、米軍基地の土地収用と故郷を想う人々の様子を調査した研究がある。そこでは、軍用地主が郷友会を結成し、墓を中心とした門中<sup>6</sup>と行事が戦後沖縄社会の復興の精神的な核となっていること、伝統行事やその土地に根付いた信仰を米軍基地内外で今でも継承し続けている現状を人類学の視点から検討している。同研究では、軍用地主が現在でも故郷を忘れず、想いを込めた伝統文化継承活動を行っていることが明らかにされた<sup>7</sup>。同研究は帰還権行使の際に重視される人と土地との関係を考える上で重要だと考える。

<sup>1</sup> 「『生きているうちに帰りたい』普天間飛行場に“古里”奪われ」『西日本新聞』2020年4月12日、<https://www.nishnippon.co.jp/item/n/599885/>（閲覧日2025年2月6日）。

<sup>2</sup> 「『帰りたくても帰れない』移住決心、双葉から避難の男性」『福島民友新聞』2013年12月11日、<https://www.minyu-net.com/news/detail/2015083188>（閲覧日2025年2月6日）や「<3. 11 未来へつなぐ> 原発事故で奪われた故郷 10年の思い（前編）」『Tokyo MX』2021年3月10日、<https://s.mxtv.jp/tokyomxplus/mx/article/202103101000/detail/>（閲覧日2025年2月6日）など。

<sup>3</sup> Christian Tomuschat, "State Responsibility and the Country of Origin," in Vera Gowlland-Debbas (ed.) *THE PROBLEM OF REFUGEES IN THE LIGHT OF CONTEMPORARY INTERNATIONAL LAW*, Issues 61, 1996 (stating that "the right of a person to stay and live in his or her country" constitutes "customary international law"), <https://www.unhcr.org/sites/default/files/legacy-pdf/4ca348026.pdf>（閲覧日2025年2月6日）。

<sup>4</sup> 沖縄県教育庁文化財課史料編集班『沖縄県史 各論編 第6巻 沖縄戦』沖縄県教育委員会、2017年、637-645頁。

<sup>5</sup> 阿波連正一『沖縄の米軍基地過重負担と土地所有権 辺野古の海の光を観る』日本評論社、2017年や平良好利『戦後沖縄と米軍基地：「受容」と「拒絶」のはざまで 1945-1972年』法政大学出版局、2012年、宮里政玄『アメリカの沖縄統治』岩波書店、1966年など。

<sup>6</sup> 父方の血族で繋がる一族。

<sup>7</sup> 森田真也、城田愛「フェンスを越えるエイサー：戦後沖縄における民俗芸能の復興と米軍基地」『筑紫女学園大学 人間文化研究所年報』第28巻28号、2017年、1-14頁や山内健治『基地と聖地の沖縄史—フェンスの内で祈る人びと』吉川弘文館、2019年などがある。

在沖米軍基地と帰還権に関する研究には拙稿の“Human rights violations in colonial contexts Okinawa (Ryukyu Lew Chew) case<sup>8</sup>”（2021年5月）があるが、土地収用の歴史的展開と駐留軍用地特別措置法の問題点を簡潔に整理しただけで、故郷を奪われた人々にとってなぜ故郷への帰還が必要なのかを検討するまでは至らなかった。その後、筆者は北京大学で開催された「第4回 琉球・沖縄学術国際シンポジウム」（2023年10月）で「帰還権と米軍基地」を報告した<sup>9</sup>。同報告では、帰還権の歴史的変遷を整理し、帰還権が明文化されている条文である自由権規約第12条の解釈（一般的意見27）から在沖米軍基地を事例に米軍基地建設によって故郷を奪われた人々にも帰還権が発生するのではないかという議論を展開した。さらに同論文を米国民政府が出した「軍用地域内における不動産の使用に対する補償」（布告26号）に焦点を当てて加筆修正し、米軍用地の賃貸契約が「支配契約<sup>10</sup>」によって成立し、かつ、沖縄の日本「復帰」以後は日本政府が地主の意思に反して法改正を行い米国に軍用地を提供していることが、故郷を奪われた住民の帰還権の行使を困難にしていると結論付けた。

本稿では故郷から不当に追放された人々が故郷から離れた土地で行う土地・資源管理にまつわる共同体のルールと文化継承から故郷の土地との関係を探り、そこからなぜ故郷を追い出された人々が帰還の意思を持続するかを考え、賠償金や謝罪によって他の土地に移住するなどの選択肢と比較してもなお故郷への帰還が重要とされるのかを改めて検討したい。なぜなら、帰還権を行使した事例はあるが<sup>11</sup>、それらは帰還先の政治状況や政治的安定性、状況の変化等に左右されることで帰還が阻まれている事例は数多く、帰還は事実上難しいと捉えられかねないからである。しかし、本稿はそれでもなお、土地・資源管理と文化継承の観点から帰還は果たされなければならないとの主張を展開する。

本稿で取り上げる事例は、返還が決まっている普天間基地に集落が飲み込まれた宇宜野湾郷友会の人々とその取り組みである。当該郷友会を選定した理由は、①米軍基地に収用されなかつた宇宜野湾の残された土地に住民が居住していること、②1972年の沖縄県の日本「復帰」後、宇宜野湾に転入者が増加し、旧宇宜野湾の人口の2倍以上になったことで旧宇宜野湾住民は文化継承等に危機感を覚えたこと、③②の原因により宇宜野湾の人々は宇宜野湾郷友会を設立したこと、④先祖から受け継いだ文化と土地の記憶の継承活動をしていること、⑤④の取り組みは個人の文化継承ではなく、旧宇宜野湾住民という集団が文化継承をしていることである。

本稿は文献、公文書、メディア報道に加え、宇宜野湾の元自治会長2名のインタビューから検討する。インタビューは2021年4月20日に宮城政一氏に、追加インタビューを2024年7月31日に宮城政一氏と玉那霸昇氏に行った。

<sup>8</sup> 本報告書は「真実、正義、賠償および再発防止保証の促進に関する特別報告者」のファビアン・サルビオーリ氏が執筆した2021年7月19日付の報告書「移行期正義の措置と、植民地時代に行われた人権および国際人道法の重大な侵害が遺したものへの対応」(A/76/180)に情報提供したものである。

<https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Issues/Truth/CallLegacyColonialism/CSO/Shoko-Oshiro.pdf> (閲覧日2025年2月6日) .

<sup>9</sup> 拙著「帰還権と在沖米軍基地」『第四届琉球・沖縄前沿学术国際研讨会 论文集』2023年10月、471-485頁。

<sup>10</sup> 琉球列島米国民政府(USCAR)が出した布告26条(英文)の「implied lease」を琉球政府が「黙契」と訳した。米軍による沖縄統治や1950年代の国会であった米軍による土地収用の議論、英米法の用語の意味を踏まえた結果、筆者が「支配契約」とした。詳細は「沖縄人の帰還権を奪い続ける布告26号」(2025年刊行予定)を参照。論文の概要は、拙著「帰還権と沖縄」上下『琉球新報』2024年2月15、16日を参照。

<sup>11</sup> 末澤恵美「旧ソ連における民族の強制移住と帰還問題—クリミア・タタール人の事例—」公益財団法人日本国際問題研究所 平成12年度研究報告書「旧ソ連圏における紛争地域と体制変容」平成13年3月、

[https://www2.jiia.or.jp/pdf/russia\\_centre/h12\\_suezawa.pdf](https://www2.jiia.or.jp/pdf/russia_centre/h12_suezawa.pdf) (閲覧日2025年2月6日) など。

## 2. 不當に故郷を追い出された人々の帰還の意思の生成と継続

不当に故郷を追い出された人々の帰還がなぜ必要なのかを考えるうえで、そのような人々が故郷と切り離された状態で行う土地・資源管理にまつわるルールと文化継承の視点から検討していきたい。なぜなら、その二点を検討することで、そのような人々のアイデンティティや集団・帰属意識の源泉となる土地との結びつきを確認でき、帰還の意思がどのように生成されるかを考察できると考えるからである。

不当に故郷を追い出された人々に所有権が残るならば、賃借料の支払いや土地を返還することが解決策の一つになる。もし所有権が剥奪された場合、所有権と土地の返還が望ましいが、その土地に新しい占有者がいた場合、彼・彼女らの居住権ならびに占有権も考える必要があり、複雑になることも留意する必要がある<sup>12</sup>。故に返還が難しい場合は、賠償や謝罪などが救済策となり得るだろう。しかしながら、賠償や謝罪のような解決策は所有者にとって優れたものでないと考える。なぜなら、生を営んでいた場所から不当に追い出されることは社会的・経済的生活基盤を破壊されるだけでなく、その土地で育んだ人間関係や文化なども失うことで生じる喪失感やその後の人生に大きな影響を与えると考えられるからだ。

その点において、マーガレット・ムーアが『領土の政治理論』で展開した帰還権の議論が参考になる。ムーアは個人が有する道徳的居住権と、集団が有する道徳的占有権に分けて議論する。そこでは、不正に土地を取得していないという前提を提示し、人々は長い年月をかけて土地との関係性を育み、個人の居住権や集団の占有権を得るという。そのような場所から人々が土地から不当に追い出された場合、その土地に帰還する権利があると述べる。なぜなら、土地は人々が生を営む特定の場所だからである。要するに、①人々は特定の場所において他者との関係性や愛着を育み、②人生に意味を与える活動を追求し、③集団の持つ占有権によって居住権の範囲を定め、④利益を得る土地や地理的領域を管理する権利が含まれ、⑤そして各人は土地を、自分の関係性や計画やプロジェクトの中核をなす重要なものだと捉え、特定の場所や土地は、「自分が何者であるか」という個人のアイデンティティと集団としてのアイデンティティの重要な源泉になると指摘する<sup>13</sup>。つまり、人々のアイデンティティが生まれるうえで土地との精神的な繋がりがあるということであり、かつ個人や個人が属する共同体のような小さな集団も生の営みに關係する資源や神聖な土地の管理をしており、独自で築いたルールが存在しているということだ。こうした場所から人々が不当に追放された場合、個人は居住権を、集団の場合は個人の居住権と集団の占有権が侵害される。それだけでなく、社会的・経済的生活基盤も壊される。以下では、「人と土地との関係」がどのように生成されるのかを考えてみたい。

ピエール・ブルデューは1950年代中頃から60年代前半にアルジェリアの農村の人々がフランス軍と民族解放戦線のそれぞれに強制移住をさせられ、その後どうなったかを考察した。ブルデューの場合、個人と集団を区別はしていないが、強制移住の対象となった人々の諸相が参考になる。アルジェリアの農村の人々は新たな場所に移動させられ、自分たちの土地と切り離された。移住先の土地との結びつきが薄かったため、農村の人々はその土地で働くよりも、都市の労働者として生活を営むことを選択した。その結果、農民社会の親族集団が細分化され、農村社会に根付いていた伝統的なネット

<sup>12</sup> マーガレット・ムーア（白川俊介訳）『領土の政治理論』法政大学出版局、2020年、216-222頁。

<sup>13</sup> ムーア、同上訳書、52-57頁。

ワークが奪われ、農民の社会関係が大幅に再編されたと指摘する<sup>14</sup>。また、ブルデューは「居住地喪失」となった農村の人々が、ネットワークで支えられていた社会的・経済的生活基盤だけでなく、習慣や心理的な支えも「根こそぎ」奪われたと説明する<sup>15</sup>。つまり、農村の人々は共同体の人とのつながりだけでなく、その土地で生まれた慣習や土地にまつわる文化的な知恵や知識なども奪われたといえよう。

共同体が築き上げた独自のルールが「根こそぎ」奪われたという指摘は東日本大震災によって地元から離れることになった福島の人々に対しても使われている。徐京植は『フクシマを歩いて—ディアスポラの眼から』で次のように述べている。

ほとんどの人間は好むと好まざるとにかかわらず、職業、子どもの学校、隣人や友人との交際、土地や家屋などの細かな契約関係などといった網の目にとらわれながら、一定の土地に「根」を張って暮している。そのことは、郷土愛とか愛国心とかいうものと時には混同されるが、本来は別のものだ。この土地や国を愛するからここにいるのではない、ここに生活の基本的根拠があるから、ここにいようとするのである。戦争や災害といった外部的な力でそれを「根こそぎ」にされるということは、つまり生活の基盤そのものを破壊されることであり、難民にされることである<sup>16</sup>。

人々は土地でただ暮らすだけでなく、住民たちが地域の風土から学び、築いた独自のルールなどの様々な制度を通して周囲と関係を築き、長年そこに居続けることで、そこに「根」を張り、愛着を覚える。それらは国の制度ではなく、自然や天候、風土などを含むその地域の住民の生活の中にある思想から生まれてくる独自のシステムがあることがわかる。つまり、人々は自身が他者と共に作り上げたこれらのものを通して、土地との関係を築いているといえる。

上記の二つの事例は社会的・経済的側面や生活の基盤に着目しているが、土地との関係を構築することや「愛着」を育むことの一つに土地や資源の管理を含む文化的側面もあると考える。歴史や文化は人々が暮らしを営んできた証であり、不当に追い出されることでそれが途切れてしまう。そのため、強制移住の対象になった人々は再定住の場所で故郷の文化を絶やさず、次世代へ伝えるため、文化継承を行っていることが多い。人々は強制移住という物質的な損失に加えて、元居た場所との社会的・文化的断絶が起こり、慣れ親しんだ環境から新しい場所や空間で社会的・文化的アイデンティティを再構築するという独自の課題に直面することが多いことから、再定住先で文化継承をすることは重要である、という指摘がある<sup>17</sup>。しかしながら、ブルデューやムーアは、たとえ住む場所を失い、集団ごと新しい場所に移動させられたとしても、元の居住地のような豊かな生活を送ることはできず、「元の居住地に帰還する権利を否定され続けながら豊かな生活を送ることができるなどとは実感できない<sup>18</sup>」と指摘している。以下では、このような指摘に基づいて軍事基地建設によって故郷から追い出された人々の土地・資源管理にまつわるルールと文化継承の事例から確認する。なぜなら、軍事基地建設によって故郷を追われた人々としてインド洋の中央にあるチャゴス諸島の人々やハワイ諸島の

<sup>14</sup> ピエール・ブルデュー（原山哲訳）『資本主義のハビトゥス—アルジェリアの矛盾』藤原書店、1993年、112-129頁。

<sup>15</sup> Pierre Bourdieu and Abdelmalek Sayad, "Colonial Rules and Cultural Sabir," *Ethnography*, Vol. 5[4], 2004, p. 448.

<sup>16</sup> 徐京植『フクシマを歩いて—ディアスポラの眼から』毎日新聞社、2012年、53頁。

<sup>17</sup> Inga-Lill Aronsson and Susanna Price "Culture, heritage, memory: toward a resonant cultural solution for resettlement", *Human Organization*, 83 (3), 2024, pp. 216-227.

<sup>18</sup> ムーア、前掲訳書、201頁。

人々は、定期的に故郷へ訪れることができ、かつ移住先で土地・資源管理にまつわる独自のルールと文化継承を行っているからである。それらは、在沖米軍基地の事例を考える際に次の点で参考になる。人々と土地の関係には、①歴史的繋がり、②生を営むために共同体で構築した土地管理にまつわる独自のルール、③土地の神や先祖との精神的な繋がりとそれにまつわる文化、などがある。個人がこれらを通して同じ集落の人々の関係を育み、長い年月をかけて共同体の「根」となり、居住している場所への愛着やアイデンティティに繋がっていくのではないだろうか。

まず、チャゴス諸島の事例を確認する。18世紀後半以降、フランスとイギリスの植民者は、アフリカとイギリス領インドから奴隸と囚人労働者をチャゴス諸島に連れてきてサトウキビ農園で働かせた。植民地時代から英國政府による強制退去（1964年から1970年代前半に実行された）まで、チャゴス諸島民は土地と関係を築いてきた。チャゴス人は、1970年代に賠償金を英國政府に求め、英國政府から賠償金が支払われたが、新たな土地で生活を始めるには十分な金額ではなく、多くが貧困状態になった。また、チャゴス人たちはチャゴス諸島への帰還も英國政府に訴えていたが<sup>19</sup>、英國政府は安全保障を盾にチャゴス人たちの帰還を認めることはなかった<sup>20</sup>。

エдинバラ大学のローラ・ジェフリ（Laura Jeffery）は、強制的に移動させられたチャゴス人は土地と切り離され、同時に文化が時間とともに変化するプロセスを妨げられていると述べる<sup>21</sup>。ジェフリーは、2000年代にチャゴス人たちの聞き取り調査を行い、彼・彼女らの文化の一つであるセガ音楽の歌詞の中からチャゴス諸島での生活や文化を抽出した。植民地時代の労働の過酷さなどの労働問題を表現したものもある。チャゴス諸島を離れてから作られた歌詞の中には、移住先の生活と対比させるようにチャゴス諸島での生活は植民地という過酷な労働環境と限られた資源の中でチャゴス人たちが生み出した独自の生活や資源活用のルールを確立し、自由な暮らしをしていたことが描かれている<sup>22</sup>。ジェフリーはこれらを分析し、チャゴス人の入植や奴隸制、民族的分裂、疎外、追放の歴史を認識することが、現代のチャゴス人の文化的アイデンティティと土地に対する権利を理解する上で重要だと説明する<sup>23</sup>。

ジェフリーはまた、モーリシャスとロンドンに移住したチャゴス人たちが組織するチャゴス難民グループと英國の他のパートナーの協力のもと、世代間の文化遺産の伝承ワークショップを開催した。2017～2018年に実施されたプロジェクトでは、無形文化財のセガ音楽や踊り、料理、工芸などが対象とされた。参加したチャゴス人は自分たちの文化を保存し、次世代へ伝える活動を行った。同取り組みは、特定の地域や土地がその土地に住む人々のアイデンティティに深く根付いていることが意識されている。なぜなら、チャゴス諸島のような伝統的なコミュニティは、彼・彼女らの宗教、言語、生活儀式、社会構造が土地と密接に結びついており、特定の場所が彼らの歴史や神話において象徴的な意味を持つことがあるためだ。同プロジェクトの参加者らは、自分たちの文化について他の人に教えたり、他の人から学んだりしたいからという理由から参加したと話した。参加者の4分の3以上が、新しいスキルを習得しただけでなく、チャゴス諸島の歴史、アイデンティティ、伝統についてより深

<sup>19</sup> 2024年10月3日付のReutersは、英國政府がチャゴス諸島の領有権をかつてチャゴス諸島が帰属していたモーリシャスに移譲したと報道したが、モーリシャス政府によるチャゴス人の再定住計画内容はまだ不明である。UK cedes Chagos Island sovereignty to Mauritius, retains Diego Garcia airbase, Reuters, 4 October, 2024, <https://www.reuters.com/world/britain-agrees-chagos-island-sovereignty-deal-with-mauritius-2024-10-03/>（閲覧日2025年2月6日）。

<sup>20</sup> Bancoult vs Secretary of State for Foreign & Commonwealth Affairs (no. 2), [2008] UKHL61, 22 October 2008.

<sup>21</sup> Laura Jeffery (b) "How Chagos Islanders are fighting to keep their culture alive in exile", University of Edinburgh, Edinburgh Impact, <https://impact.ed.ac.uk/opinion/chagos-islanders-fight-keep-culture-alive/>（閲覧日2025年2月6日）。

<sup>22</sup> Laura Jeffery (a), *Chagos islanders in Mauritius and the UK: Forced Displacement and Onward Migration*, Manchester University Press, 2011, pp. 62-71.

<sup>23</sup> Jeffery (a), *ibid*, pp. 57-60.

い知識を得たと答えた。また、ほぼ全員が、この知識を他の人と共有したいとも回答している<sup>24</sup>。つまり、移住先での文化継承は断絶されていた歴史を繋ぎ合わせている取り組みとなっているのである。しかしながら、このような取り組みがあっても故郷の存在は大きい。2022年2月13日、BBCは5名のチャゴス人たちがモーリシャス政府と共にチャゴス諸島を訪れたと報道した<sup>25</sup>。英領インド洋領域のチャゴス諸島に行く場合、イギリス政府からの許可が必要だが、チャゴス人やモーリシャス政府はその手続きを踏まず、米軍基地のないペロスバンホス島（Peros Banhos）に入島した。同島には破壊されたコンクリートの桟橋、鏽びた線路、蔓や木の根に覆われた朽ちかけた建物が残っている。同島出身のリズビー・エリゼ（報道時68歳）は、自身が洗礼を受けたという古い教会に立ち寄った際、「戻ってこられてうれしい。でも、またここを離れなければならないのは悲しい。ここにずっといたい」と語った。またチャゴス難民グループのリーダーで、イギリス政府を相手に訴訟をしてきたオリビエ・バンクールは「ここは私たちの生まれた場所だ。どうして彼らは私たちにその権利を否定することができるのか」と述べている。これらは2名の証言だが、チャゴス人にとってチャゴス諸島は再定住先では得られない自身の生活に欠けた部分を補う作用があると考えられる。

次にハワイ諸島のカナカマオリの事例を見ていく。カナカマオリはハワイ王国が米国に併合されたことを機に米軍基地が建設され、生を営む土地を奪われただけでなく、米軍の軍事訓練により文化遺産や聖地が破壊や破損されている。チャゴス人と異なる点は、故郷の土地で文化継承を行えていた点である。

オアフ島の西海岸に位置するマクア渓谷は、オアフ島が誕生した時に最初に現れた場所で、カナカマオリが「天と地が出逢う場所」として今もなお大切にしている聖地のひとつである。米軍がマクア渓谷を使用し始めたのは1929年からで、その頃の土地の占有は小規模であった。1941年12月には戒厳令が敷かれ、マクア渓谷を含む西オアフが軍の指揮下に置かれた。第二次世界大戦が激化し始めた1942年6月までに、当該地域に居住する住民は別の場所に移動させられた<sup>26</sup>。マクア渓谷に居住していた人々は、軍事演習が開始されて以来、6回以上も強制移住を余儀なくされている<sup>27</sup>。

1990年代後半からオアフ島にあるマクア渓谷のカナカマオリと市民はマクア渓谷の軍事基地で実施される実弾射撃訓練がカナカマオリの生活に影響を与えると裁判所に訴えた。その結果、米軍の実弾射撃訓練は中止された。また、マクア渓谷の米軍基地内における環境と文化財への影響に関する報告書の提出を求めた訴訟もあり、2001年の和解契約（Settlement Agreement）で、裁判所は米陸軍に対し「合同連合部隊突撃訓練場（Company Combined Arms Assault Course）」の中の表層と準表層のすべての地域の考古学的な調査」を完結し、また、「土壤、地表水、地下水の汚染可能性、そしてマクア軍隊特別保留地（Makua Military Reservation）における軍事演習に関する空気性質の影響可能性に関する完結した報告書」を提出するよう要請した<sup>28</sup>。要するに、米軍も基地内にある文化財を保護する義務が米国の法で義務付けられているのである。これらの訴訟の結果、マクア渓谷のカナカマオリが設立したマーラマ・マクアのメンバーらは月2回、米軍の許可を得て同軍事施設内に入ることが可能になった。こうした取り組みは、マクア渓谷のカナカマオリは祖先たちが残してきた文化

<sup>24</sup> Jeffery (b), *ibid.*

<sup>25</sup> "Chagos islanders in emotional, historic trip home", BBC, 13 February 2022, <https://www.bbc.com/news/world-africa-60349040> (閲覧日2025年2月6日) .

<sup>26</sup> Kyle Kajihiro (a), "No Peace in Paradise: The Military Presence in the Hawaiian Islands", Koohan Paik and Jerry Mander eds., *The Super Ferry Chronicles*, Koa Books, 2009, p. 278, and Kyle Kajihiro (b), "Resisting Militarization in Hawai'i", Catherine Lutz ed., *The Bases of Empire: The Global Struggle Against U.S. Military Posts*, Pluto Press, 2009, p. 317.

<sup>27</sup> Kalamaoka`aina Niheu, MD, Laurel Mei Turbin, MPH, Seiji Yamada, MD, MPH, *Pacific Public Health 3*, Vol. 13. No. 2. 2006, p. 175.

<sup>28</sup> Malama Makua v. Rumsfeld, Civ. No. 00-00813 SOM/LEK, October 4, 2001. カッコ内は引用者による。

遺産や場所で歴史を学び、文化継承を行うため、聖地や文化遺産周辺の土地・資源を管理することに繋がる。つまりその管理には、米軍が国内法を遵守せず文化財保護をしていない場合、マクア渓谷のカナカマオリが米軍に対し文化財の保護を要請することも含まれる。

次に文化継承である。マーラマ・マクアの目的は、人間を創造した神聖なマクア（両親）からカナカマオリの歴史や文化を学び、米軍によって占領されてきたマクア渓谷の保護、および土地への帰還である<sup>29</sup>。同団体が実施しているカルチュラル・アクセスは、カナカマオリ以外の人々も参加可能で、カナカマオリのルーツや歴史、文化を学んでいる。具体的な活動の一つに米軍施設内にある遺跡を囲み、聖域への感謝を伝える儀式がある<sup>30</sup>。自身の故郷で文化継承を実施しているマクア渓谷のカナカマオリの視点からハワイの歴史を学ぶ参加者にとって、カナカマオリ文化の素晴らしさや祖先との繋がり、白人入植や米国がハワイで行った歴史と現在の繋がりを理解するだけでなく、マーラマ・アーライナ（大地を慈しむ）などの土地と密接に関わる伝統思想から持続可能で豊かな将来を想像し、構築する機会になっている。それらは文献や博物館では得られない当時の豊かな生活がそこにあったことを実感し、過去・現在・未来をつなぐ取り組みとなっている。

ただ、カナカマオリだけでなく米軍との二重の管理体制があることは、カナカマオリ独自で文化遺産や文化財の管理を自由にできないことを意味し、物理的に故郷への帰還が否定されているという認識に繋がると考える。

チャゴスやマクア渓谷のカナカマオリの事例から、人々は領土や国などの大きな単位だけでなく、安定した生活の営みを構築できる顔の見える集団のような最小単位の土地でも独自のルールを形成し、それらを通じて土地に愛着を抱くことがわかる。土地は個人や集団のアイデンティティの源泉となる。こうした生活の基盤となる場所から不当に追い出され、事実上故郷へ戻ることができない人々たちは新しい土地で元居た場所のような環境を再度構築できるかもしれないが、そこが故郷に勝る居場所にはならないといえる。

以下では、先述した①歴史的繋がり、②生を営むために共同体で構築した土地管理にまつわる独自のルール、③土地の神や先祖との精神的な繋がりとそれにまつわる文化の3つの視角から宇宜野湾郷友会の取り組みの事例を通じて、帰還の意思がどのように生まれるかを検討する。なお、本稿では沖縄全体の人々ではなく、在沖米軍基地によって故郷を奪われた人々一軍用地主と生活を立てなおすために土地を売らざるをえなかつた人々も含むとする。

### 3. 沖縄における米軍の土地収用

1945年3月、米軍は沖縄に上陸し、沖縄戦で住民が避難している間に軍事基地を建設した。第二次世界大戦が終結しても、住民をいったん収容所に送り、その間も軍事基地を建設した。米軍政府が民間人を収容所に送った目的は、収容した人々を保護することではなく、沖縄を統治することにあった<sup>31</sup>。

後に、米軍は住民に元居住地へ戻ることを許したが、米軍基地と化していた土地の住民は帰村は叶わなかつた。元住民は基地の周辺に住みながら故郷への帰還を米軍に要請したが、叶うことなく、近

<sup>29</sup> Malama Mākua HP, <https://www.malamamakua.org/about-mlama-mkua> (閲覧日 2025年2月6日)。

<sup>30</sup> 「リゾート地ハワイと沖縄、日本人が知らない共通点と違い◇アメリカから見た！沖縄 ZAHABA レポート (16)」『琉球新報』ウェブ版 2018年10月19日、<https://ryukyushimpou.jp/style/living-style/entry-820934.html> (閲覧日 2025年2月6日)。

<sup>31</sup> "History of Military Government Operation on Okinawa, 1 May to 31 May 1945 (L-30 L-60)" 10 June 1945、『Paper of James T. Watkins IV 沖縄戦後初期占領資料』第10巻、緑林堂書店、1994年、54頁。

隣の市町村へ分散して生活することとなった。なぜなら、飛行場が建設された地域については、事実上返還不可能であるとされたからだ<sup>32</sup>。

このように沖縄では米軍が上記の政策を実施していたが、米国本土では、沖縄を米国の排他的戦略的支配の下に置くことを主張していた統合参謀本部と沖縄を非軍事化して日本に返還することを主張していた国務省が対立しており、沖縄の地位に関する方針は決まっていなかった。

この閉塞状況を開拓するため、国務省政策企画室長のジョージ・ケナンが1948年3月に沖縄を視察した。ケナンは「沖縄米軍基地の恒久使用」論を提起し、「米国政府はいまこそ、沖縄基地の恒久的確保を決意すべきであり、沖縄基地の発展を図るべきである。沖縄を恒久的に戦略管理することについての国際的承認の課題は、国務省が検討すべきである」と報告書にまとめた。ケナンの報告書に基づき、国家安全保障会議は、沖縄を「長期的に保持し、沖縄およびその周辺で軍事基地を拡充する」という文書をまとめあげ、トルーマン大統領が1949年5月6日に承認した<sup>33</sup>。1950年9月頃から、沖縄の地位を巡る交渉が日米間で開始された。最終的に日本が「潜在主権」を持ち、米軍が統治するという、いびつな構造の中に沖縄は押し込まれた。ここで注目すべきは、沖縄人の未来に関わる問題を沖縄人自身が決定できなかつたことだ。1945年12月、国会は沖縄県が戦後直後で行政的に切り離されているという理由で、国政から沖縄の議席を奪った。その後の沖縄の地位を決める交渉は、沖縄人を除く日本国民が選出した議員によって行われたのである<sup>34</sup>。

1950年3月、東アジア情勢が落ち着いたことで米軍は軍用地の縮小計画を検討していた<sup>35</sup>。ところが朝鮮戦争が勃発したことで、その計画は撤回された。米軍は1950年12月5日に「琉球列島米国民政府に関する指令」を出し、「(民政副長官は) 土地所有権の登録または確定の遂行を優先的になさねばならぬ」として、軍用地の所有権の確定に取り組んだ。1951年1月、米軍による統治機構である琉球列島米国民政府(以下、米国民政府)の招きに応じて、日本勧業銀行の調査団が土地の鑑定評価のため来島し、同年3月まで沖縄の地価調査を行った<sup>36</sup>。1951年後半には、軍用地使用料の支払いを求める陳情が増加した。

サンフランシスコ講和条約締結により、戦後ではなくなつたことで米国民政府は土地収用のための「法的根拠」が必要になった。そこで、1952年11月1日に「契約権」(布令91号)を発布した。同布令は、土地の所有者と賃貸借契約を結び、その土地を琉球政府から米国民政府へ転貸すること、米国民政府の資金で軍用地の使用料を支払うが、所有者へは琉球政府を通じて支払うこととした。だが、格安の賃貸料と20年間使用という条件は地主の反発を招き、契約を結んだ土地所有者は全体の2%弱だった。そこで米国民政府は、1953年3月23日に「1950年7月1日から1952年4月27日にいたるまで、米国民政府によって使用された、琉球人私有地の賃貸契約の締結及び借地料の支払い履行権原」(布令105号)を発布し、布令91号とは別に地代のみを支払った。

土地収用を諦めなかつた米国民政府は、すでに収用していた土地の使用権原を確保する目的で、1953年4月3日に新たに、「土地収用令」(布令109号)を発布した。米軍基地の建設強化が進められていた当時、米国民政府は同布令を法的根拠と主張し、新規収用にも適用し、強制的に土地を収用した。なお同布令では、協議によって取得できなかつた土地所有者に対して収用の告知が行われ、告

<sup>32</sup> "Land and Population on Okinawa - A Staff Study" 16 May 1946、『Paper of James T. Watkins IV 沖縄戦後初期占領資料』第17巻、緑林堂書店、1994年、139頁。

<sup>33</sup> 古閑彰一、豊下榎彦『沖縄 憲法なき戦後』みすず書房、2018年、43-44頁。

<sup>34</sup> 古閑彰一『日本国憲法の誕生 増補改訂版』岩波書店、2017年、238-242頁。

<sup>35</sup> 詳細は平良好利、前掲書、51-55頁を参照。

<sup>36</sup> 日本勧業銀行は戦前沖縄で手広く営業していたので土地の価格について資料を多く持つていた(宮里政玄、前掲書、48頁)。

知後 30 日が経過すると、正式な収用宣告書が登記所に提出され、沖縄工兵管区が「正当補償」として決定した土地の使用料を琉球銀行に供託するとした。この「正当補償」に不満を持つ者は訴願できるが、その争点は「正当補償」の金額のみで、収用宣告そのものを阻止することはできなかった<sup>37</sup>。阻止できなかった事実は、「銃剣とブルドーザー」と称されるように土地の強制収用が行われた真和志村（現在の那覇市）、安謝・銘苅（1953年4月）、小禄村具志（1953年12月）、伊江村真謝（1955年3月）、宜野湾村伊佐浜（1955年7月）の事例から明らかである。

米国民政府のオグデン副長官は1953年4月28日の庁舎落成式で、土地収用は自由諸国民が侵略からの防衛のため共同の陣を張るために、自由世界の人々より感謝と賞讃を受けていると説明した<sup>38</sup>。米国民政府は1950年12月5日に発布した「琉球列島米国民政府に関する指令」で「軍事的必要の許す範囲内において」「民主主義の原則により設立された立法、行政、司法の機関による自治」を行うことを謳っていた<sup>39</sup>。米軍はこのように統治初期から制限を設けていた。オグデン副長官もそれを実行し、自由世界のためなら沖縄人を犠牲にするという、非民主的な手法をとったのである。

その後、ダレス国務長官が1953年12月25日に「アジアの平和と安全にいかなる脅威もなくなり、空が青くなるまで沖縄は返還されない」という「ブルースカイ・ポリシー」の立場を内外に鮮明にし、アイゼンハワー大統領の1954年1月7日の年頭教書の「米国は沖縄における基地を無期限に維持する」という宣言によって、米国は無期限に沖縄を支配する枠組みを決定した<sup>40</sup>。

また、沖縄が日本「復帰」した後も、日本政府は様々な法律を制定し、法改正によって米軍用地の提供を行っている。特に1997年の駐留軍用地特別措置法改正と1999年の「地方分権一括法」で軍用地主が契約更新を拒否した場合でも内閣総理大臣が直接契約更新を行えるようにしたことは、軍用地主の抵抗権を奪い、故郷への帰還を事実上困難にしている。

#### 4. 在沖米軍基地に故郷を奪われた人々の土地との関係

以下では、宇宜野湾郷友会の土地・資源管理と文化継承の取り組みをみていく。まず、沖縄の集落の名称や領域は、かつて沖縄が独立国だった琉球国時代から殆ど変更がなく存続しており、住民は集落（字と呼ばれる）を単位として生活を営み、共同体を維持してきた<sup>41</sup>。そのような集落が米軍の強制土地収用によって米軍基地の中に消えた。

米軍基地に故郷を奪われた人々は、基地の中にある、慣れ親しんだ故郷へ戻りたいと今も希求している。例えば、嘉手納基地の中にある野里集落出身の知念文徳氏は、自身のことを「避難民」と呼び、「生まれ育った家に戻りたい。その気持ちはいくつになっても変わらない。かなわないのは分かっている。仕方ないから避難民として家を建て、暮らしている」と述べている<sup>42</sup>。

他にも、強制収用を経験した宜野湾市新城の新城信武氏は、土地を奪われた自分自身や同じ境遇の人々のことを「難民」と表現し、自分の故郷に戻れない状況を次のように語っている。

<sup>37</sup> 小野百合子「資料紹介：琉球政府文書における講和条約発効後の軍用地に関する文書」9頁、<https://www.archives.pref.okinawa.jp/wp-content/uploads/e0efb63b319b7ea98d637f559b3d3752.pdf>（閲覧日2025年2月6日）。

<sup>38</sup> 『琉球新報』1953年4月29日。

<sup>39</sup> 同文言は、「B 目的」に書かれている。

<sup>40</sup> 豊下檜彦「沖縄返還交渉の歴史的陥穰—講和条約3条をめぐって」『世界』2022年5月号No.956、岩波書店、2022年、137頁。

<sup>41</sup> 小川竹一「沖縄の米軍基地と集落の土地コモンズ」『地域研究』no.22、沖縄大学地域研究所、2018年10月、22頁。

<sup>42</sup> 『琉球新報』ウェブ版、2017年6月21日、[https://ryukyushimpou.jp/news/entry-517616.html?fbclid=IwAR2clbrqRxjU2ejtYZGgi\\_Fz9XuqlZPrO59MCii7fhgIP78i\\_stLCMy5WUg](https://ryukyushimpou.jp/news/entry-517616.html?fbclid=IwAR2clbrqRxjU2ejtYZGgi_Fz9XuqlZPrO59MCii7fhgIP78i_stLCMy5WUg)（閲覧日2025年2月6日）。

卒業後ウマリジマ（生まれ育った集落一引用者）に帰って来たものの、そこがムトヌウマリジマ（元の生まれ育った集落一引用者）でなく、依然として野嵩に所在しており、目の前にあるムトヌシマに帰ることが出来ないのはどうしてだろうか、むしろ飛行場基地として鉄条網が張り巡らされて、自分たちの土地にさえ出入りが出来ない頑強な存在となっていた<sup>43</sup>。

沖縄では集落のことを「部落」や「字」、「シマ」と呼んでいる。それらは一般的に、町村内の区画と同義語に近い。沖縄の読谷村楚辺集落を調査した山内健治によると「シマには集落の屋敷、井戸、通路、道路、耕作地、森林、洞窟等の他、代々の祖先が帰属してきた墓地、集落の発祥伝承に関わる草分け屋をはじめ、シマを守護してきた多様なウタキ（御嶽）等が含意された共同体概念である」と説明する<sup>44</sup>。『宜野湾市第五巻資料編四 民俗』（1985年）では、「シマには生活共同の永い歴史を意識させる語感があり、ムラには行政単位の意味がこめられていた。シマ内の居住者でありながら、他シマから移住してきた来歴の明らかな、シマでの世代の浅い人々はムラ人ムラではあってもシマ人シマではなかった。ムラに従属する開拓集落『屋取』の人のびとは屋取人ヤードウインチューとして区別されていた」と解説されている<sup>45</sup>。

以上から、沖縄の共同体は「シマ」という単位が母体として伝統行事の継承活動を運営し、シマごとに独自のアイデンティティを持っていることがわかる。また、新しい居住者と先住者の区別は、一見すると、先住者が排他的な思考を持っているようにとらえられるが、その区別の本質は共同体が伝統的に育んできたルールや制度を意識的に外部の者から守ることを意味していたと考える。それらも含めて、沖縄人は沖縄という主語が大きな単位に対する帰属意識とアイデンティティを持つだけでなく、自分が生まれ育った最小単位の集落ごとの帰属意識と共同体のアイデンティティを育むことに繋がったと考えられる。これらは、軍事基地によって故郷を奪われた人々と土地との関係や、それに対する愛着を考える上で重要な点である。

#### 4.1. 字有地の軍用地料の使途からみる土地・資源管理

先述したように米軍基地に故郷が飲み込まれた人々は、かつて自分が生活していた場所へ戻ることはできていない。そのような人々の多くは、故郷から近いところに新しく住居を構え、フェンスの外から簡単に戻ることができない故郷を眺めることしかできない。このような人々はたとえ「沖縄」という地に暮らしていても、新居住地は自身の故郷ではないと認識しており、本来自分が過ごしていた故郷へ帰りたいという想いを持っている。それは先祖代々住み続けてきたという歴史的事実と記憶から生まれた感覚であろう。

米軍基地によって故郷を奪われた人々は、集落の伝統や記憶を残すために郷友会を結成し、字誌の刊行、伝統行事の継承などに努めている。宮城政一氏によると旧字宜野湾住民は「じのーんどうーむら（宜野湾村一引用者）の帰属意識が強い（小さい頃から『じのーんじまなー（じまなーは自慢する人）』と自負して、じのーんちゅ（字宜野湾人一引用者）としての誇りを持っていた）。60代以上の会員は、まだ、その意識がある」という。1948年に誕生した新生字宜野湾でも旧字宜野湾の共同体や帰属意識は引き継がれている。沖縄の場合、チャゴス諸島やハワイ諸島と異なり、米軍基地内の土地の多くは民有地で、地主がおり、現在は日本政府から支払われる軍用地料がある。軍用地料は個人だけ

<sup>43</sup> 新城郷友会『新城誌』新城郷友会編集事務局、2002年、316頁。

<sup>44</sup> 山内健治「戦世を越えるエスノグラフィー(楚辺編)ー米軍用地接収による強制移転村の住民自治と文化変容ー」『政経論叢』72(1)、明治大学政治経済学研究所、2003年10月、160頁。

<sup>45</sup> 宜野湾市史編集委員会編『宜野湾市 第5巻 資料編4 民俗』1985年、13頁。

でなく、「字」とよばれる最小単位の共同体が先祖代々所有してきた字有地にも支払われている。本稿でみる旧字宜野湾住民が共同で管理していた字有地の伝統的利用方法の考え方は、軍用地に収用された現在でも援用されているのではないかと考える。以下では、普天間基地の中に故郷がある旧字宜野湾の人々による土地・資源管理の方法を字有地の軍用地料の使途から住民たちが生み出した独自のルールについて字宜野湾郷友会がまとめた『ぎのわん 字宜野湾郷友会誌』から検討する。

戦前、字宜野湾には役場や郵便局、小学校、病院、商店、馬場、闘牛場などがあり、宜野湾村（現在の宜野湾市）の政治・経済・文化の中心地だった。沖縄戦時、字宜野湾の多くの住民は沖縄島北部などに疎開したり、疎開できなかった住民は字宜野湾にあるガマ（自然洞窟）に避難した。沖縄戦後、字宜野湾住民は宜野湾村の野嵩にあった収容所に入った。米軍は1947年10月23日に宜野湾村の人々に対して現在地への居住を許可し、1948年5月頃までには完了した。米軍は住民が避難している間に、字宜野湾の居住地域のほとんどを収用したため、字宜野湾の人々に居住を許可した場所は戦前の農耕地であった。そこに字宜野湾の大部分の住民は居住地を形成し、戦後復興を始めた。だが、沖縄戦によって農耕地だった場所には弾痕やコンクリートで張り詰められた弾薬集積場の跡、地雷や不発弾、戦争犠牲者の遺骨の散在等戦場の痕跡がいたる所に残っていた。旧字宜野湾住民は遺骨の収容、不発弾の撤去、土地の掘り起こしを行なながら戦後復興にあたった。

字宜野湾の幹部による綿密な計画のもと屋敷や土地の割当、住民総出による生活道路の建設、生活用水確保のための共同での井戸掘り、建築資材の確保、仮設住宅の建築などが行われた。1948年8月頃までには、約200戸、700人位（戦時中の戸数は280戸）の旧字宜野湾住民が移動し、新生字宜野湾が誕生した。

また、沖縄には集落の人々が先祖代々家畜の草刈り場や拝所等を共同管理で所有する字有地というものがある。旧字宜野湾にも字有地があったが米軍によって収用された。米軍が土地の所有者に軍用地料を支払い始めた際、字有地も支払いの対象となった。字有地は法的に旧字宜野湾の名義での所有が認められていなかったため、所有者を「旧字宜野湾幹部」数名の名義にした。地料は旧字宜野湾の自治会費とは別途に「特別会計」として積立てている。

その利用方法として、例えば字宜野湾の自治会費は、自治会長、書記、会計の三役の給料とボーナス、自治会総会の経費<sup>46</sup>、毎年実施している余興代、生年祝、敬老会、区民運動会などの経費に使われるが、予算編成をしても自治会費等だけでは不足する場合、その場で自治会総会を旧字宜野湾住民総会に切換え、必要金額を「特別会計」から自治会費への支出承認の決議を経て補填している<sup>47</sup>。また、公民館建設のために字宜野湾郷友会の役員が軍用地を担保に金融機関から個人名義で借り入れて支払いをする形をとった。その他にも、新字宜野湾結成後、旧字宜野湾住民は一部の地主の土地を主要生活道路として使用してきたが、旧字宜野湾住民は土地を提供した地主へ補償金を支払っていなかった。そこで、地主と話し合った結果、旧字宜野湾住民による買い上げが決定し、「特別会計」から費用が支払われた。その経緯があるため、旧字宜野湾住民は、宜野湾市に対してこの生活道路は自治法や市条例などの適用を受ける財産区としての行政区である新字宜野湾の所有財産ではなく、財産区として旧字宜野湾のものだと主張し、市と対話を重ねた結果、旧字宜野湾のものとなった。さらに、この「特別会計」から簡易水道事業などの施設・管理運営費などを支払ってきた<sup>48</sup>。以上のように、

<sup>46</sup> 1991年の地方自治法の改正により、宜野湾市が法人格を有する地縁団体とした自治会は23あり、宜野湾市から補助金が支払われている（小林武「沖縄のひとつの村（字宜野湾）の民衆史－憲法の観点から－」『愛知大学法学部法経論集』第221・222合併号、2020年、201-202頁）

<sup>47</sup> 字宜野湾誌編集委員会編『ぎのわん 字宜野湾郷友会誌』宜野湾郷友会、1988年、772-723頁。

<sup>48</sup> 同上、773-774頁。

字有地の軍用地料は新生宇宜野湾全住民の生活基盤を整えたり、立て直しなどに使われてきた。その基盤には旧宇宜野湾住民が昔から字有地から得られる資源を共同管理し、利用してきたという独自のルールがあった。上記の事例は、字有地が軍用地となってからは、軍用地料がその資源の代わりとなり、旧宇宜野湾の資産として管理し、利用していることが確認できる。

ところが、1968年以降、旧宇宜野湾外から入ってきた人々（以下、新宇宜野湾住民）が旧宇宜野湾住民の半数近くないしはそれ以上となり、それまで構成されていた旧宇宜野湾住民＝宜野湾区住民のバランスを崩し始めたという認識を旧宇宜野湾住民に抱かせることになった。なぜなら宇宜野湾の自治会に新宇宜野湾住民が加入し、「特別会計」の共有が提起されたことで、旧宇宜野湾の歴史を十分に理解しない人々によって旧宇宜野湾住民が「特別会計」から支払うことを決めた伝統行事の継承活動や文化遺産の管理・保管に影響が出ると考えられたからである。この現状を受け、宇宜野湾は旧宇宜野湾住民郷友会を結成することにした<sup>49</sup>。

本格的に旧宇宜野湾郷友会設立の話が出たのは、新宇宜野湾住民が旧宇宜野湾住民の世帯戸数の約2倍になった1974年頃だった<sup>50</sup>。4年間の議論の末、1978年に旧宇宜野湾住民は郷友会設立準備委員会を設け、同年7月16日設立総会を開催し、郷友会を設立した。設立年度から正会員（宇宜野湾に居住する旧宇宜野湾住民）および準会員（宇宜野湾外に居住する旧宇宜野湾住民）とその家族の実態調査とその整理や字宜野湾誌の編纂、字宜野湾全地形図の作成、軍用地内或いは散在している拝所、文化遺産等の管理、伝統行事の継承などの事業計画案を提出した。同時に策定した会則では、軍用地料を含む資産の管理とその処分に関する規定も含まれた<sup>51</sup>。郷友会結成後、旧宇宜野湾郷友会は、新宇宜野湾住民との摩擦を避けるため、故郷の意味と軍用地料（「特別会計」）の使途を次のように説明してきた。

（前略）元来、字有地は先祖代々旧宜野湾部落住民の財産であり、公のお金が注ぎ込まれて作られた財産ではなく、現在の宜野湾区行政の財産とは異なるのである。だから特定されるひとたちの財産なのだから誤解しないで頂きたい。ただし、我々としても現在の宜野湾区の一区民には変わりはない。みなさんにはそれぞれに故郷があり、それぞれの郷友会があるでしょう。そこで何かの行事があればそれに参加しているはずです。みなさんは、我々の故郷はこの場だと考えになるかも知らんが、我々の故郷は金網のなかがおおかたなんです。いずれそこへ帰るのだということなんですね。

そういうことで、我々には財産もあるし、伝統行事、文化遺産もある。さらに、我々はただ単に戦争に追われて可愛想だったということではなく、生き残った者の責任として戦争のもたらした悲惨な数々の体験をいざれは後世代にちゃんと引き継ぎしなくてはならない。それは、宇宜野湾の歴史をまとめるという大きな仕事のことです。（後略）<sup>52</sup>

この説明から、①旧宇宜野湾住民は宇宜野湾に居住しているが、そこは故郷ではなく、普天間基地内にある先祖代々の土地が故郷だと述べていること、②先述したシマでの新しい居住者である屋取人と先住住民とを区別していた流れがあること、③旧宇宜野湾住民が代々受け継いできた伝統行事や文化遺産の保護、不当に故郷を追い出されたことを含む歴史継承、が読み取れる。

<sup>49</sup> 同上、771-772頁。

<sup>50</sup> 同上、774-775頁。

<sup>51</sup> 同上、775-779頁。

<sup>52</sup> 同上、780-781頁。下線は引用者。

第1点目は、故郷との結びつきである。旧字宜野湾住民は沖縄戦後、米軍基地に収用されなかった字宜野湾内で戦後生活を始めた。だが、約30年後に新字宜野湾住民に対して行った説明や、2020年の宮城氏の「帰郷したい」という発言があるように同じ集落内で居住していても自分の故郷はフランスの中だと考えている。そのような人々にとって、基地が返還されず、故郷へ自由にアクセスできない現状は、帰還を否定されたまま生活しているという認識があるといえる。

第2点目として、先住者と歴史が浅い居住者の区別がある。それは旧字宜野湾住民の人口よりも新字宜野湾住民の人口が上回ることで、将来的に旧字宜野湾住民が伝統的に育んできたあるいは構築してきた独自のルールが侵されることから守ることであり、排他的な意図を持つものではない。本事例からすると旧字宜野湾住民が共同で管理していた字有地とその資源の利用方法を決める制度が守られたということになる。また、現在も新旧字宜野湾住民の間で「特別会計」の使途をめぐる摩擦がみられないのは、新字宜野湾住民が旧字宜野湾住民の歴史と伝統的土・資源管理の方法を理解したからと考えられる。

第3点目は、旧字宜野湾の伝統行事や文化遺産の保護と継承である。沖縄戦や不当に故郷を追い出された経験を含む歴史の次世代への継承は、旧字宜野湾郷友会の会員がまず継承の対象となるが、字宜野湾に伝わる綱引き<sup>53</sup>等の伝統行事をとおして新字宜野湾住民も一緒に継承しており、相互理解を深めている。

以上から、旧字宜野湾住民たちが、地域の伝統や歴史の中で育んできた独自のルールや制度などを通して周囲と関係を築き、共同体を形成してきた歴史を新字宜野湾住民と共に継承・維持しており、新しい共同体の形を作っているといえよう。

#### 4.2. 旧字宜野湾住民による伝統文化継承

2021年に行ったインタビューで宮城氏は、旧字宜野湾住民と新字宜野湾住民の摩擦はないと述べていた。おそらくそれは上記に挙げた旧字宜野湾郷友会による説明だけでなく、新旧字宜野湾住民が共同で行う伝統行事の継承活動もあるからだろう。

旧字宜野湾には、拝所や墓、井戸、松並木の通りなど、住民の生活に密着した場所が多くあった。米軍の普天間飛行場建設にともないそれらの多くは破壊されたため、旧字宜野湾住民は拝所や墓などを新しい場所へ移し、継承活動を行っている。以下では、旧字宜野湾住民と故郷の土地との関係を考察するため、移転場所での伝統文化継承ではなく、故郷を追われた人々にとって、なぜ故郷への帰還が重要とされるのかを探るため、旧字宜野湾住民が中心となり普天間基地内で実施されているウブガーのカーサレーという行事を取り上げる。

旧字宜野湾のウブガー（産泉。大きな井戸／湧水）では、カーサレー（川凌い）拝みが行われていた。カーサレーは、ウフウユミ（大折目）とも呼ばれ、旧暦6月25日に行われる祭祀である。ウブガーを集落の人々が総出で掃除し、拝みをしていた。字宜野湾の字誌『ぎのわん 字宜野湾郷友会誌』によると、かつてはカーサレーの日に住民たちは特別なお供え物をつくり、お供えしていたという<sup>54</sup>。そのウブガーは普天間基地内にあり、郷友会員と関係者らが、旧字宜野湾に残る伝統行事として、沖縄戦後から旧暦6月25日以降の日曜日に掃除をしている<sup>55</sup>。

2024年7月31日に元字宜野湾郷友会会長の玉那覇昇氏（1936年、宜野湾村生まれ）と宮城政一氏

<sup>53</sup> 『琉球新報』公開日時 2017年07月30日11:03 更新日時 2024年07月26日13:56、<https://ryukyushimpo.jp/news/entry-544834.html>（閲覧日 2025年2月6日）

<sup>54</sup> 字宜野湾誌編集委員会編、前掲書、350頁。

<sup>55</sup> 宜野湾市教育委員会文化課『宜野湾市文化財保護資料 第76集 ぎのわんの文化財』2019年、70頁。

(1943年、父の出稼ぎ先の南洋・パガン島生まれ) の二人にインタビューを行った。その際、旧宇宜野湾住民にとってウブガーにおけるカーサレーの意義について伺ったところ、玉那霸氏は次のように説明してくれた。

これはもう人間が生活していく上で水はもう非常に大事なものだから、水を確保するという起源を、起源というのかな、その人間の生活と水との関わりで、水を大事にするという考えが基本にあると思いますね。

直接若い人たちにはあんまりピンと来ないかもしれないけれど、水に対する恩義を感じている人たちにとっては、そこを利用したことのある人にとっては、大事な行事です。

同席していた宮城氏は、ウブガーのカーサレーの場所について次のように説明してくれた。

生活の場だったんですよね。飲み水にも使用したし、洗濯もしたし、生活の中心の場とか、命の泉であったんですよね。高齢者もそれは知ってるから、ずっと祈願行事をしてたと。ウブガーと言ってますけど、基地返還したら公園化しようという、プランもできてるし。そういった井戸水とかウブガーとか、カーサレー（井戸／湧水—引用者）に対する拝みっていうか、それは愛知とか神山（宜野湾市にある集落—引用者）でも同じですね、我如古（宜野湾市にある集落—引用者）も村はずれにカーサレーがある聖地化している。だから水にたいしてそういった尊敬と感謝の念が一杯ある。そういったのはあっちこっちであるんじゃないですかね。

宮城氏の発言後、玉那霸氏は次のように戦前の様子について説明を加えてくれた。

今、70代ぐらいまではあれじゃないかな、水道のない時代を経験している。そこに基地、普天間基地はまだ境界線がない、フェンスもあってない時代。当時の人々は、カーサレーを掃除する場所に行って、家まで水を担いでいた。みんなそういう経験あると思います。で、そこで洗濯したり、水浴びしたりする。

カーサレーするところは、水浴びしたり洗濯したり、そういう各家庭に井戸がないところで、日照りでも湧水が出るところはいいとして、それがないところは、大きい井戸を掘ってあるから、そこに雨降りの時に溜まった水を使うところもあった。日照りが続くと、ウブガーにはずっと年中水が流れているから、このカーサレーするところに行って水を求めるということはあったみたいです。

だから、水浴びするのはね、戦前から若い人々は、ここでこのウブガーというところで、今のカーサレーのところで、水浴びは、ここは女性が浴びるところ、ここは男性が浴びるところといって、ちゃんと石で仕切りが、区切りをつけて。水浴びはほとんど昔から使われていたみたいですね。

水源が限られた時代の旧宇宜野湾住民にとってウブガーは生活に密着し、生を営む場所であった。そこには共同体によって定められた規則もあった。その場所を掃除し、供え物を捧げるという行為は、その土地に神のような存在が宿っていると人々が認識し、その場所を保護するための独自のルールを構築していたことを意味する。そのような場所で行う祭祀を通して旧宇宜野湾住民たちは土地と精神

的な結びつきを確認していたと考えられる。また、旧字宜野湾住民がカーサレーを行っている場所は住民の生活に必要不可欠な場所であり、住民がコミュニケーションを図る場所でもあった。これらの住民の交流活動もまた集落への帰属意識を形成したと考える。

また、宮城政一氏は、カーサレーには「20代以上も父母や祖父母と一緒に参加し、全体集会で戦前の集落の話や御嶽拝み等の意義を説明して、継承に努めている」、カーサレーに参加した人々からは「昭和11（1936）年生だが、幼少・青年時代のウフガーの想い出が一杯ある。区外からも参加するので、同級生模合<sup>56</sup>仲間の昔話に花が咲く交流の場にもなっている。とてもよい行事である」という声があると説明してくれた<sup>57</sup>。つまり、現代の旧字宜野湾住民が基地内のウブガーという空間で祭祀を継続することは、集落の帰属意識を確認するだけでなく、旧字宜野湾の守護神や水への感謝に加えて、祖先たちが守り、育んできた祭祀の方法や旧字宜野湾集落の歴史を学ぶことができる機会になっているといえよう。この行事は一例だが、先祖代々の土地への感謝を示す行為から、旧字宜野湾住民が土地との精神的な結びつきと愛着を持っていることがわかる。

当該行事はハワイのマクア渓谷の住民とは異なり、旧字宜野湾住民以外の参加者は多くなく、旧字宜野湾の伝統行事を現地で見ることはできない。その理由として、米軍基地内に入る場合、事前に申請する必要があり、申請書は普天間基地に入る予定日の2週間前に宜野湾市に提出しなければならず、入域できる人々は「内にお墓がある方や、拝所へ参拝したいという市民」と限定されていることが考えられる<sup>58</sup>。宜野湾市がこうしたルールを設けていることは、故郷を追われた住民たちの存在と伝統、先祖との繋がりを尊重していることの証左になっているといえよう。また、それは旧住民たちの伝統的な先祖との繋がりだけでなく、共同体の結びつきとその維持に役立っている。さらに、筆者のような部外者が、簡単に故郷を奪われた人々の「聖地」にアクセスできないことは、そこが故郷を追われた人々にとって神聖な場所であり、彼・彼女らの許可なく足を踏み入れてはならない場所である、という理解にも繋がると考える。

加えて、在沖米軍基地の軍用地は現金収入を得られる土地となり商品へと変化してしまうケースがあるが、旧字宜野湾郷友会はカーサレーを行う場所を公園にするという計画を持っている。それが実現すれば、旧宜野湾住民以外の人々のアクセスも可能にし、多くの人々が旧字宜野湾の土地の記憶を継承しながら、新たな生の営みと文化を創造・発展させることに繋がるだろう。

## 5. おわりに

本稿は、不当に故郷を奪われた人々がなぜ帰還の意思を持ち続けるのかを考えるうえで、のような人々が故郷と切り離された状態で行う土地・資源管理にまつわるルールと文化継承の視点から検討してきた。不当に故郷を追われた経験をした人々には、自己の意思とは無関係に故郷から追い出されたという記憶を持ち続ける。ムーアやブルデューが指摘したように、そのような人々には故郷への帰還が実現するまで「元の居住地に帰還する権利を否定され続けている」という認識があるからだ。

本稿で取り上げた旧字宜野湾住民も字宜野湾に住んではいるが、いつかは先祖代々の土地に帰ると

<sup>56</sup> 模合とは気の合う仲間で毎月集まり飲み会を行うこと。一般的には、飲み会だけでなく、仲間同士で資金を積み立て、旅行や事業に役立てる文化がある。

<sup>57</sup> 2024年9月20日に宮城政一氏より電子メールで回答を頂いた。

<sup>58</sup> 宜野湾市役所 HP「提供施設（米軍基地）内入域許可申請について」

[https://www.city.ginowan.lg.jp/kurashi\\_tetsuzuki/fuko/5/10530.html](https://www.city.ginowan.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/fuko/5/10530.html)（閲覧日2025年2月6日）。なお、納骨のための緊急入域の場合、申請日の当日又は、翌日の入域についても受け付けている。旧字宜野湾住民による基地内での伝統行事に筆者のような部外者が参加した事例もあるが、それは住民との継続的な対話と信頼関係が築かれているからである。

いう「帰郷」の思いを持ち続けている。宇宜野湾という場所で生活をしていても自分たちの先祖が住んでいた土地ではないという認識を持っていることが明らかになった。おそらく、それは嘉手納町や読谷村など、在沖米軍基地に集落が飲み込まれた人々に共通することだといえる。

また、旧宇宜野湾住民は軍用地料を得ているが、それはあくまでも土地の賃借料であり、先祖代々の土地を手放したと考えてはいない。これは、沖縄における米軍の土地収用の歴史からも明らかである。つまり、賠償金の支払いや謝罪が有効な解決策にはならないことを示しているのではないか。同様のことは、チャゴス人の事例からも確認できる。

さらにチャゴス諸島やハワイ諸島、宇宜野湾の事例から不當に故郷を追い出された人々にとって故郷への帰還とは、単に先祖代々の土地へ戻るのではなく、個人や共同体が生を営む土地で、さまざまな制度を通して長い時間をかけて育んできた「根」を取り戻すことでもある。

加えて、旧宇宜野湾住民は、戦前までに育んだ琉球人あるいは沖縄人というアイデンティティだけでなく、「じのーんどうーむら」という集団的帰属意識とアイデンティティも持っている。それが育まれた背景には、旧宇宜野湾住民が先祖代々、共同体で字有地とその資源を管理してきたこと、ウブガのカーサレーなどの伝統行事に代表される文化継承がある。つまり、そのような人々は個人レベルでは先祖の土地に愛着を持ち、共同体としては共同体が管理してきた土地や資源管理とそれにまつわる独自のルール等の制度を構築し、かつ伝統文化継承を通して土地に対する愛着を育み、土地との精神的な繋がりを持ってきたからといえよう。

以上より、帰還の意思が生成される過程には、不當に故郷を追われた人々が①歴史的繋がり、②生を営むために共同体で構築した土地管理にまつわる独自のルール、③土地の神や先祖との精神的な繋がりとそれにまつわる文化、などを断絶されたことで、土地との精神的紐帶やその土地の風土や環境から独自の思想やネットワーク（繋がり）をも奪われたという認識を持ち、帰郷こそがそれらを取り戻せると考えていると推察する。加えて、当該個人や集団にとって故郷への帰還とは、先祖代々の土地を取り戻せるだけでなく、伝統文化の継承やアイデンティティの再形成が可能になることを意味する。さらには、故郷の土地と資産、文化の保護は現在の人々が先祖と子孫からそれらを預かり、過去と未来を繋ぐ取り組みとなっている。

## 参考文献

- 阿波連正一『沖縄の米軍基地過重負担と土地所有権 辺野古の海の光を観る』日本評論社、2017年。
- 末澤恵美「旧ソ連における民族の強制移住と帰還問題—クリミア・タタール人の事例—」公益財団法人日本国際問題研究所 平成12年度研究報告書「旧ソ連圏における紛争地域と体制変容」平成13年3月。
- 古関彰一『日本国憲法の誕生 増補改訂版』岩波書店、2017年。
- 古関彰一、豊下檜彦『沖縄 憲法なき戦後』みすず書房、2018年。
- 徐京植『フクシマを歩いて—ディアスボラの眼から』毎日新聞社、2012年。
- 平良好利『戦後沖縄と米軍基地：「受容」と「拒絶」のはざまで 1945-1972年』法政大学出版局、2012年。
- ピエール・ブルデュー（原山哲訳）『資本主義のハビトゥス—アルジェリアの矛盾』藤原書店、1993年。

マーガレット・ムーア（白川俊介訳）『領土の政治理論』法政大学出版局、2020年。

宮里政玄『アメリカの沖縄統治』岩波書店、1966年。

森田真也、城田愛「フェンスを越えるエイサー：戦後沖縄における民俗芸能の復興と米軍基地」『筑紫女子大学人間文化研究所年報』第28巻28号、2017年。

山内健治『基地と聖地の沖縄史—フェンスの内で祈る人びと』吉川弘文館、2019年。

## 論文

大城尚子「帰還権と在沖米軍基地」『第四届琉球・沖縄前沿学术国际研讨会 论文集』2023年10月。

小林武「沖縄のひとつの村（字宜野湾）の民衆史—憲法の観点から—」『愛知大学法学部法経論集』第221・222合併号、2020年。

小川竹一「沖縄の米軍基地と集落の土地コモンズ」『地域研究』no.22、沖縄大学地域研究所、2018年10月。

小野百合子「資料紹介：琉球政府文書における講和条約発効後の軍用地に関する文書」。

豊下檜彦「沖縄返還交渉の歴史的陥穰—講和条約3条をめぐって」『世界』2022年5月号No.956、岩波書店、2022年。

山内健治「戦世を越えるエスノグラフィー（楚辺編）—米軍用地接収による強制移転村の住民自治と文化変容—」『政経論叢』72(1)、明治大学政治経済学研究所、2003年10月。

## 沖縄県史、市史、字史

新城郷友会『新城誌』新城郷友会編集事務局、2002年。

字宜野湾誌編集委員会編『ぎのわん 字宜野湾郷友会誌』宜野湾郷友会、1988年。

沖縄県教育庁文化財課史料編集班『沖縄県史 各論編 第6巻 沖縄戦』沖縄県教育委員会、2017年。

宜野湾市史編集委員会編『宜野湾市 第5巻 資料編4 民俗』1985年。

宜野湾市教育委員会文化課『宜野湾市文化財保護資料 第76集 ぎのわんの文化財』2019年。

"History of Military Government Operation on Okinawa, 1 May to 31 May 1945 (L-30 L-60)" 10 June 1945、『Paper of James T. Watkins IV 沖縄戦後初期占領資料』第10巻、緑林堂書店、1994年。

"Land and Population on Okinawa - A Staff Study" 16 May 1946、『Paper of James T. Watkins IV 沖縄戦後初期占領資料』第17巻、緑林堂書店、1994年。

## 外国語文献

Christian Tomuschat, "State Responsibility and the Country of Origin," in Vera Gowlland-Debbas (ed.) *THE PROBLEM OF REFUGEES IN THE LIGHT OF CONTEMPORARY INTERNATIONAL LAW*, Issues 61, 1996.

Inga-Lill Aronson and Susanna Price "Culture, heritage, memory: toward a resonant cultural solution for resettlement", *Human Organization*, 83 (3), 2024.

Kyle Kajihiro (a), "No Peace in Paradise: The Military Presence in the Hawaiian Islands", Koohan Paik and Jerry Mander eds., *The Super Ferry Chronicles*, Koa Books, 2009.

Kyle Kajihiro (b), "Resisting Militarization in Hawai'i", Catherine Lutz ed., *The Bases of Empire*:

*The Global Struggle Against U.S. Military Posts*, Pluto Press, 2009.

Kalamaoka`aina Niheu, MD, Laurel Mei Turbin, MPH, Seiji Yamada, MD, MPH, *Pacific Public Health 3*, Vol. 13. No. 2. 2006.

Laura Jeffery (a), *Chagos islanders in Mauritius and the UK: Forced Displacement and Onward Migration*, Manchester University Press, 2011.

Pierre Bourdieu and Abdelmalek Sayad, “Colonial Rules and Cultural Sabir,” *Ethnography*, Vol. 5[4], 2004.

## 判例

Bancoult vs Secretary of State for Foreign & Commonwealth Affairs (no. 2), [2008] UKHL61, 22 October 2008.

Malama Makua v. Rumsfeld, Civ. No. 00-00813 SOM/LEK, October 4, 2001.